

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十二年八月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人龍田・三室山桜の会

三 代表者の氏名

益田 宗児

四 主たる事務所の所在地

生駒郡三郷町立野南二丁目二番三五号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民はもとより広く世間一般に対して、古よりの街道たる龍田越え古道、万葉集にも数多く歌われた桜の名所龍田三室山及びこれらの周辺に数多く散在する歴史的旧跡を調査し復興かつ桜の植樹や古道周辺の整備に関する事業を行い、この地域の歴史的遺産を再認識させ、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。